

審査基準（公表用）

様式第3号
所管課 薬務課

法令名	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律			法令番号	昭和35年法律145号			
手続名	医薬品（体外診断用医薬品を除く）、医薬部外品又は化粧品の製造販売業の許可の更新			根拠条項	第12条第4項			
審査基準	<p>1 医薬品（体外診断用医薬品を除く） 医薬品（体外診断用医薬品を除く）の製造販売業の許可に同じ</p> <p>2 医薬部外品 医薬部外品の製造販売業の許可に同じ</p> <p>3 化粧品 化粧品の製造販売業の許可に同じ</p>							
	受付機関	薬務課	処理機関	薬務課	交付機関	薬務課	標準処理期間 90日	目次
						標準経由期間	日	